

情報公開法と宗教法人

小池 健治
(弁護士)

はじめに——問題の所在と経過

情報公開法案（正式な名称は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律案」）が、一九九八年三月二七日国会に提出され、九九年二月一六日衆議院で修正のうえ通過し、参議院で再修正された後、本稿加筆中の九九年五月七日衆議院で全会一致で可決、成立した。施行は公布後二年以内とされている。（本稿は、九八年三月二八日宗教法制研究会で報告したものを、その後の状況を踏まえて加筆したものである。）

情報公開法は国民一般から久しく待ち望まれていたもので、「アカウンタピリティ」（政府の国民に対する説明責任）や市民の側からの「知る権利」の観点から、回法が出来上がることは非常に歓迎すべきことである。ただこの行政機関の情報公開には、個人、法人のプライバシーやその他憲法上、法律上守られるべき権利、利益を害することのないようにすることが必要なことは、いうまでもない。

ところで、情報公開法案の国会提出の三年前の、九五年一二月に宗教法人法が改正され、改正された同法二五条四項によつて、宗教法人は、役員名簿、財産目録、貸借対照表又は収支計算書（作成している場合）、境内建物

(財産目録に記載されているものを除く)に関する書類、公益事業、収益事業を行う場合はその事業に関する書類の写(以下「宗教法人提出書類」という)を、所轄庁(文部大臣又は都道府県知事)に提出しなければならないことと定められた。

そこで、情報公開法案が成立した場合、これらの書類はどのように取り扱われるのが問題となってきたのである。

もともとこれらの書類は、宗教法人内部の書類で、九五年改正前の宗教法人法では、単に、その作成と事務所で備えることだけが義務付けられていたものが、同改正によって右の通り「所轄庁に提出しなければならない」とされたものである。そこで、同改正自体が、憲法二〇条により信教の自由を保障されている宗教団体、宗教法人の自主、自律性の見地から、所轄庁の報告徴収・質問権の新設などとともに識者の批判を浴びたものである。(この点については、「宗教法」一六号の洗建「宗教法人法の沿革」外の論文参照)

そして、このたびの情報公開法案を見ると所轄庁への提出の義務付けだけでも批判のあつたこれらの宗教法人提出書類について、これを適用除外にするとか、不開示情報にするとかを明示した文言は見当たらず、その取扱いがどうなるのが、とりわけ宗教界にとって大きな問題となつたのである。

ここで、情報公開法案の国会提出までの経過とこれに対する宗教界の対応を簡単に述べておく。

情報公開法案は、一九九六年一月一六日提出された行政改革委員会の「情報公開法制の確立に関する意見」を受け、九七年度内に所要の法律案の国会提出を図る、との同月二五日の閣議決定により、前記のとおり九八年三月二七日国会に提出された。行政改革委員会が、右の「意見」とあわせて提出した「情報公開法要綱案」を政府部内で検討・修正して成文化したのが政府提案の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律案」——いわゆる

「情報公開法案」である。

情報公開法案に関し、前記の問題点が宗教界において強く認識されたのは、九七年一〇月八日文化庁宗務課から「情報公開法要綱案」について財団法人日本宗教連盟(略称・日宗連)が説明を受けてからである。日宗連では、早速、同月二四日文化庁に適切な対応等を申し入れるとともに、同月三〇日付で、同法案所管の総務庁長官小里貞利あてに「情報公開法案立案にあたっての要望書」を提出し、宗教団体が所轄庁に提出した「宗教法人提出書類」については、「情報公開法」の適用除外とするか、または、不開示情報として明示するように要望した。

日宗連はさらに同年一二月二〇日付で、文部大臣町村信孝に対し、「情報公開法案立案について適切な対応を求める要望書」を提出し、右同様の要望をした。

しかし、これらの要望は、容れられず、政府は右提出書類の適用除外や不開示情報の明示をすることなく、同法案を国会に提出したのである。

「情報公開法案」は、衆議院で不服申立先の裁判所を全国八か所の高裁所在地の地方裁判所に拡げるなどの修正をし、参議院では四年後の見直しを定めた付則部分の修正をしたうえで成立したが、本稿での説明や問題点には直接の影響はない。

一 「情報公開法」の内容

宗教界で問題としている前記の問題を検討するためには、まず、成立した「情報公開法」(以下、法という)の内容について、理解する必要がある。そこで以下に、右の問題に関連する範囲で法の内容について述べる。

1 目的—— 一条

第一条は、この法律の目的について、「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と定めている。

ここでは、行政機関の情報公開によって、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるように、として政府の説明責任——アカウントビリティを明確化していることが注目される。ただし、各方面から期待されていた「知る権利」の明示はない。また、行政改革委員会の「要綱案」にあった「国民による行政の監視・参加の充実に資する」との文言はなく、「国民の的確な理解と批判の下にある・・・」との表現に後退している。その点とはかくとして、情報公開が「公正で民主的な行政の推進に資する」ためのものである、との点は重要である。行政情報の透明性、公開性が民主政治の根本、基礎であるとの趣旨・目的には全く異論のないところである。

2 開示請求権—— 三 条

第三条は、行政文書の開示請求権について、「何人も、この法律の定めるところにより行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。」と定める。

ここでは、行政文書の開示を請求することの主体が、「国民」とか「住民」ではなく「何人も」とされていることは重要である。日本国籍の有無を問わず、外国人でも請求できるし、また、外国にいる日本国民はもちろん、外国に居住する外国人でも請求できるのである。行政の透明性のためには、このように請求権者の範囲に制限を加えない、としているものである。この点に関しては、「宗教法人提出書類」の取扱についても同様であることに注意

を要する。

ちなみに、改正宗教法人法二五条三項では、宗教法人は、その事務所に備えられた同項所定の書類、帳簿について「信者その他の利害関係人」であつて、「・・・正当な利益があり、かつ・・・不当な目的によるものでないと認められる者」から請求があつたときは「閲覧させなければならない」と定められている。

開示の請求先は「行政機関の長」である。「宗教法人提出書類」については、当該文書の提出先であり保有している行政機関である文部大臣ないし文化庁長官ということになるだろう。

開示の対象となる文書は、「当該行政機関の保有する行政文書」である。ここに「行政文書」とは、「行政機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画及び電磁的記録・・・であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして当該行政機関が保有しているものをいう。」(二条二項)。「宗教法人提出書類」は、行政機関の職員が職務上作成したものではないが、職務上提出を受けて取得したものととして、「行政文書」に該当することは明らかである。

第三条は「・・・行政文書の開示を請求することができる」として、開示請求権を明確に定めた。

3 行政機関の開示義務—— 五条本文

他方開示を請求された行政機関の長は、第五条の「行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」との定めにより、原則として請求された行政文書を開示しなければならない義務——開示義務を負うこととされた。

4 不開示情報—— 五条二号イ

右の不開示義務には例外がある。五条の「次の各号に掲げる情報」（以下「不開示情報」という）については、例外として開示しなくてよいこととされているのである。

右の「各号」は一号から六号までであるが、「宗教法人提出書類」との関係では、同条第二号のイの条項が重要である。

第二号本文は「法人その他の団体（・・・以下「法人等」という）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報・・・であつて、次に掲げるもの。」と定めそのイに「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。

ここで、宗教法人も一種の法人であるから、ここでいう「法人等」に該当することはいうまでもない。そこで、「宗教法人提出書類」と情報公開法に関して、同文書がこのイの不開示情報に該当するか否かが、中心的な問題である。

5 義務的開示

なお、一般には二号イで不開示情報とされる場合でも二号ただし書きの「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を除く。」との定めにより、開示しなければならぬ（義務的開示）ことがあることにも注意しておく必要がある。

6 公益上の理由による裁量的開示—— 七条

右の外、法は第七条で「公益上の理由による裁量的開示」として、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該

行政文書を開示することができる。」と定める。したがって行政機関の長が「公益上特に必要があると認めるとき」はその裁量により行政文書(「宗教法人提出書類」を除く旨の規定はない)が開示されることがあり得ることも考慮しておく必要がある。

7 第三者保護に関する規定—— 一三条

文部大臣など行政機関の長が「宗教法人提出書類」を開示しようとする場合、同文書を提出した宗教法人は、開示請求者でも被請求行政機関でもない第三者である。開示請求に係る行政文書にこのような第三者に関する情報が記録されている場合について、法は、その第一三条一項で「・・・行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。」と定めた。さらに二項で、当該情報が五条二号ただし書に規定する情報(前記5に記した不開示情報から除かれる情報—義務的開示の情報)、七条の規定により公益上の理由より裁量的に開示できる情報等のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち当該第三者に対し、書面により通知して意見書を提出する機会を与えなければならない旨定めた。

通知等が一項は裁量的であり、二項は義務的であることに注意を要する。これらの規定は当該情報についてもつとも利害関係のある当該第三者にに対し、当該情報を開示するか否かについて意見書を提出する機会を裁量的または義務的に与えることよって当該第三者が自己の利益を守るための手段を講じ得るものとしたものである。宗教法人にとって、注意しておく必要のある規定である。

8 不服申立—— 一八条以下

情報公開制度においては開示、非開示の決定は、開示を請求される当該の行政機関の長によってなされるから、

請求者の不服があれば当該決定に関してどうしても第三者機関による審査判断が必要となる。そうでなければ行政機関の恣意的な判断、決定の危険があるからである。

そこで、法は、開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、原則として情報公開審査会に諮問しなければならぬ旨を定めた(二八条)。

ここに、不服申立人となり得る者は、開示をしない旨の決定をされた開示請求者の外、開示によりその権利益が害されることとなる第三者(たとえば、「宗教法人提出書類」について開示決定された当該宗教法人)がこれにあたる。

諮問を受ける情報公開審査会は、総理府に置かれ、委員は九名、両議員の同意を得て内閣総理大臣が任命する。

委員には守秘義務がある(二二―二三条)。

9 関係法律との調整——要綱案第二八

(「宗教法人提出書類」については調整されず)

情報公開法案提出に先立ち、行政改革委員会が「情報公開法制の確立に関する意見」を政府に提出したことはすでに述べたが、同意見には「情報公開法要綱案」及び「情報公開法要綱案の考え方」が付されている。

「要綱案」では、その「第二八 関係法律との調整」の項で「文書の公開等に関する法律その他の関係法律の規定との間で必要な法制上の調整措置を講ずるものとする」との記述があり、また「考え方」では「7(5)関係法律との調整」の項で「同一文書(情報)について情報公開法の開示義務と個別法の公にすることを禁止する義務とが抵触する可能性がある場合に、法律上の調整措置をあらかじめ講じておく必要がある。」との記述がある。

「宗教法人提出書類」は宗教法人法で公けにすることを禁止する旨の明文の規定はないが、公にしないことを前提としていたものであった。このことは宗教法人法改正に際してのつぎのような小野元之政府委員(文化庁次長)の国会答弁でも明らかである。

「小野(元) 政府委員 いずれにいたしましても宗教法人から提出された書類について、所轄庁には、前々から御答弁申し上げておりますように、守秘義務があるわけでございます。」(宗教法人に関する特別委員会議事録第七号平成七年(一九九五年)一月九日八―九頁)

しかし、「宗教法人提出書類」に関し内閣による情報公開法案の決定までに(前記日宗連からの宗教法人提出書類についての情報公開法適用除外又は不開示情報明示の要望がなされるなどしたが)、宗教法人法との間で法制上の調整措置は講ぜられなかったのである。

以上が「宗教法人提出書類」との関連で必要と思われる情報公開法の説明である。

二 考察を要する問題点

一 の情報公開法の説明の中ですでに宗教団体、宗教法人にとっての同法に関する問題点が浮かび上がってきていると思うが、以下にいま少し詳しく述べる。

1 「宗教法人提出書類」は不開示情報か

(一) 「宗教法人提出書類」が情報公開法において明文をもって一義的に適用除外とされてはいないので、開示に関し問題となるのは、同文書が不開示情報——第五条二号イの「公にすることにより、当該法人等又は当該

個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に含まれるものと解されるか否かの点である。

このことに関し、宗教法人を所管する文化庁の小野元之次長が一九九五年国会で「宗教法人提出書類」について守秘義務がある旨答弁したことはすでに述べた。この点について情報公開法案提出直前の一九九八年一月三〇日文化庁宗務課では次のように詳しく説明している。

即ち、「宗教法人提出書類」には「登記事項（宗教法第五二条第二項。代表役員の氏名・住所、基本財産の総額等。）及び当該法人が自主的に公開している事項を除き、一般には知られていない事実が記載されており、それらの事項は非公知性の要素を具備している。」としたうえで、これについては信教の自由及び宗教行政の適正な遂行の見地から秘匿の必要性があるとし、結論として「提出書類のうち非公知の事項に関しては、秘匿の必要性があり、国家公務員法第一〇〇条第一項の秘密に該当することから、守秘義務の対象となると考えられる。」としたのである。（「宗教法第二五条により所轄庁に提出される書類と国家公務員法上の守秘義務との関係について」平成一〇年一月三〇日文化庁文化部宗務課）

この文化庁の論旨は、「宗教法人提出書類」（登記事項と自主的公開事項は除く）は当然に非開示文書と解されることを示唆している。一九九八年三月二八日付毎日新聞は「文部省の小野元之官房長（筆者注・前文化庁次長）は「個人や法人の情報は不開示でなければならない。宗教法人の財務状況が開示されると、信教の自由を侵害しかねない」と心配する。」との記事を掲載している。

そこで、法案の国会審議の過程での政府側のこれに関する答弁を見てみよう。

まず、小里総務庁長官は五条二号イの「当該法人等……の権利」には宗教法人の信教の自由が含まれ、保護さ

れる旨答弁している。⁽¹⁾

しかし、右答弁では「保護」の具体的内容、範囲等が明確でない。この点について、同年六月四日同内閣委員会において前川喜平説明員(文化庁宗務課長)は、「宗教法人の提出書類のうち非公知の事実に係るものにつきましては、原則として不開示情報として取り扱うことになると考えております。」と答弁をした。⁽²⁾

これらのことから、文部省文化庁は「宗教法人提出書類のうち非公知の事実に係るものは原則として不開示情報である」と解していることが明らかである。

(二) ところで、宗教法人法上「宗教法人提出書類」の提出先は「所轄庁」とされている。所轄庁は、原則として都道府県知事であり、他の都道府県内に境内建築物を備える宗教法人やいわゆる包括法人の所轄庁は文部大臣である(改正宗教法人法五条)。

したがって、大部分の宗教法人については「宗教法人提出書類」の提出先は都道府県知事である。そこで、都道府県における「宗教法人提出書類」の取扱いが問題となる。都道府県においては、すでに全部が情報公開条例を定めている。宗教法人法を所管する文部省は、宗教法人法改正後「宗教法人提出書類」の取扱いについて文部事務次官通達を發してその指針を示している。⁽⁵⁾この点について、文化庁前川宗務課長は都道府県における従来の取扱いと情報公開法成立後の取扱いに関し、国会でも答弁している。

右の国会答弁によれば、「宗教法人提出書類」の取扱いについて、都道府県においても、国における取扱いと同様に、原則として不開示の取扱いとすべき旨、改めて都道府県に対し通達により指示を行いたいとのことである。⁽³⁾

(三) つぎに、行政手続法はその第五条(審査基準)で、

「第五条 行政庁は、申請により求められた許認可等をどうするかをその法令の定めに従って判断するため

に必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。」

と定めている。

そこで情報公開法が成立した場合、開示請求に対する審査基準を定める必要がある。

文部省では、この審査基準を作成するに当たっても、「宗教法人提出書類」のうち非公知の事実に係るものは原則として不開示情報に当たるという考え方で対応する旨を前川宗務課長の国会答弁で明らかにしている。⁽⁴⁾

（四）右に見たところから「宗教法人提出書類」の取扱について、所轄庁である文部省文化庁は、同文書のうち非公知の事実に係るものは原則として不開示情報であるとの解釈でこの問題に対処しようとしていることがわかる。したがって、所轄庁（文部省文化庁、都道府県）における開示手続では、日宗連の要望した、法律上不開示情報として明示するまでには至っていないが、行政手続上はほぼ右要望に沿った運用がなされるものと考えられる。ただし、「原則として」との条件を付している点には注意を要する。

2 不服申立て及び行政訴訟について

しかし、開示請求に対する開示決定等（開示、不開示の決定）については、行政不服審査法による不服申立てができるようになっており、その場合、前記のとおり当該行政機関の長は、情報公開審査会に諮問しなければならぬことになっている（一八条）。同審査会は当該決定をなした行政機関の長とは別個の第三者機関であるから、「宗教法人提出書類」を非開示情報とするか否かは、同審査会独自の判断によることとなる。

さらに、不服申立ての結果（決定又は裁決）については、行政事件訴訟法により裁判所に対し、その取消を求め

る行政訴訟を提起することができる。開示決定等の当否については最終的には裁判所の判断に委ねられるのである。いうまでもなく、裁判所は、政府とは別個独立の司法府の機関であるから、行政庁の判断、たとえば、この問題を所管する文部省文化庁による前記の原則非開示の解釈は、単なる一つの判断資料にはなり得ても、もとより裁判所の判断を拘束するものではない。この問題に関する裁判所における判断が、次に指摘するこの問題の根本的問題の認識を含めてどうなるかは今後の問題である。

三 おわりに

— 根本的な問題は何か

冒頭に述べたとおり情報公開法は、前記のとおり行政の透明性を確保するもので一般国民にとって歓迎すべき法律である。一般国民の中に含まれる宗教者にとってもこの法律の成立は歓迎に値するものというべきである。他方「宗教法人提出書類」を不開示情報とするか否かの問題は、情報公開法に本来的に原因する問題ではなく、宗教法人の内部情報である「宗教法人提出書類」を所轄庁に提出することを義務づけた一九九五年一月二日の前記宗教法人法改正に由来し、原因するものと私は考える。

本来、宗教法人が、信教の自由に基づき法人の運営をなす一環として当該法人の自主性、自律性の見地から対応すべき、財産目録、収支計算書、境内建物に関する書類等について、これを所轄庁に提出せしめるとか、また所轄庁に報告徴収権、質問権を与えるといった宗教法人の自主性自律性を害なう方向で権力の介入をなし得るようにしたのが右の改正なのである。

宗教法人法改正は、一九九六年九月施行され二年余を経たが、今日まで京都仏教会、パーフェクトリバティー

(PL) 教団、善隣教といった有力な教団等が「宗教法人提出書類」の所轄庁への提出を拒否することを決定し、右のうちPL教団・善隣教に対して宗教法人法八八条五号により一万円の過料通知がなされていることが報じられている^(6,7)。また、善隣教は過料決定に対し、「書類提出を定めた改正宗教法人法は信教の自由を保障した憲法に違反している」などとして、福岡地裁久留米支部に異議申立をなしたとのことである⁽⁷⁾。

これら書類の提出を義務付けた理由について、文化庁は、「宗教法人が設立の目的に沿って活動していることを所轄庁が継続的に把握し、宗教法人の適正な運用を図るため」と説明している。(文化庁「改正法の基本的な考え方」―傍点は筆者)。ここには所轄庁つまり権力機関が、「宗教法人の活動を継続的に把握する」という「管理」の思想が色濃くにじみ出ていることは否定し得ないであろう。

これに対し、提出を拒否し異議を申立てた教団の理由を見るとつぎのとおりである。

「改正宗教法人法を黙って承認することは、自ら信教の自由を放棄するに等しいことになる。それだけではなく今の時点で改正宗教法人法に従って教団備へ付けの書類の写しを所轄庁に提出することは、会員個人のプライバシーを守ることでできなくなる事態を招く恐れもあると考へる。」(PL教団)⁽⁸⁾

「信仰集団がなぜ国により管理監督されなければならないのか、その根拠が明確にされないまま法改正に従うことは、私どもの宗教的信念に基づいて許されないと考え、あえて報告書の提出を拒否します。ただし「情報開示」という民主主義の根本に反対しているではありません。」

これまでの善隣教は公益法人として自主的に税務署への収支決算、貸借対照表の提出は確実に行っており、信徒代表にも公開しましたが、これに法的義務が生ずるとなれば話は別であります。」(善隣教)⁽⁹⁾

「役員名簿や財産目録などの提出を義務付けた改正法は、宗教団体の情報を強制的に開示させるもので、信教の

自由を制限し、侵害している」(善隣教)⁽¹⁾

権力により管理する側とあくまでも信教の自由、自主、自律を訴える宗教団体側との論理は対照的である。しかし、戦前の国家権力による宗教弾圧の苦々しい体験を基に定められた憲法の信教の自由の精神からすれば、また、提出拒否をした教団が正にその宗教弾圧を受けた教団自身であることに照らしてみても、後者の論理が妥当であることは明らかである。⁽¹⁰⁾

この論稿は情報公開法についてのものであり、宗教法人法改正が主題ではないので、同改正についてはこれ以上の論評は差し控えるが、要すれば、情報公開法上「宗教法人提出書類」を非開示情報とするか否かの判断に関しては、根本的には「宗教法人提出書類」を所轄庁に提出することを義務付けた宗教法人法改正の可否についても論ずることが、この問題について適正な結論に至るに必須であろうと私は考えるのである。

⁽¹¹⁾(なお、「宗教法人提出書類」の所轄庁への提出の義務付けの違憲問題については、宗教法16号の桐ヶ谷論文が詳し

(1) 衆議院内閣委員会議録第八号平成一〇年五月一二日三頁

○小里国務大臣 権利についてのお話でございます。いわばいかなる権利を保護しているのかと、こういう事でございます。(中略)「権利」には「当該法人等」の有する日本国憲法や法律上の権利はすべて含まれるものとしております。こういうことでございます。

すなわち、憲法が保障する権利、例えばお話がございました信教の自由、集会、結社、表現の自由などは権利の中心的なものといふべきであり、当然のこととして、(2)指摘の本法案第五条第二号イの「当該法人等又は当該個人の権利」として保護されることといたしております。

(2) 同会議録第一一〇年六月四日三十四頁

○前川説明員 お答え申し上げます。

宗教法人法の第二十五条第四項によりまして宗教法人から提出される書類のうち非公知の事実に係るものに関しましては、これが一般に知られるところとなりまして、当該宗教法人の管理運営に何らかかりを有しない第三者によりまして、例えば当該宗教法人の宗教活動の態様に対する誹謗中傷など、自由な宗教活動を妨害するための材料、あるいは宗教法人の自律的な運営に干渉するための材料などとして使われまして、そのため、当該宗教法人及びその関係者の信教の自由、特に宗教上の結社の自由が害されるおそれがあると考えっております。

一方、内閣提出の情報公開法案の第五条におきましては、公にすることにより当該法人等の権利を害するおそれがある情報を不開示情報としておりますが、この点につきましては、この委員会におきましても、総務庁長官から御答弁があったところでございます。したがって、宗教法人の提出書類のうち非公知の事実に係るものにつきましては、原則として不開示情報として取り扱うことになると考えております。

(3) 同右の前川説明員の答弁

この通達(筆者注・注5の通達を指す)におきましては、情報公開条例に基づく開示請求があった場合につきまして、宗教法人法第二十五条第三項に規定する閲覧請求制度の趣旨及び同条第五項の所轄庁の留意義務の規定、これを踏まえまして十分慎重に対処すべきこと、また、当該書類は宗教法人の内部情報でありまして、開示することにより宗教法人の活動に支障が生じる恐れがあること等に十分留意しなければならぬことを示しております。

これは、宗教法人の提出書類のうち非公知の事実に係るものにつきましては、これを公にすることにより当該宗教法人等の信教の自由を害するおそれがあるため、所轄庁がみだりにこれを開示することがないよう、慎重な取扱を求めたものでございます。現在御審議いただいております内閣提出の情報公開法案におきましても、先ほど申し上げました通り原則的に不開示情報に当たると考えております。

一方、宗教法人に関する事務と申しますのは機関委任事務でございます。情報公開に関する提出書類の取り扱いについても、国及び都道府県において統一に取り扱う必要があります。このため、情報公開法が制定された際には、この法律のもとの国における提出書類の取り扱いについて、都道府県においても、これと同様に、原則として不開示の取り扱いとすべき旨、改めて通達により都道府県に対し指示を行いたいと考えておるところでございます。

(4) 同右の前川説明員の答弁

また、行政文書の開示、不開示などに関する審査基準につきましては、先生御指摘の通り、情報公開法の成立後、行政手続法の第五条に基づきまして定められることとなります。したがいまして、宗教法人法第二十五条第四項により提出される書類の取り扱いを、どのよう審査基準に盛り込むかということにつきましても、情報公開法の成立後、具体的に検討してまいることになると考えております。

いずれにいたしましても、この基準の策定に当たりましては、宗教法人法に基づいて提出される書類のうち非公知の事実に係るものにつきましても、原則として不開示情報に当たるという考え方で対応することとしております。

(5) 平成八年九月二日付各都道府県知事宛て文部事務次官通達「宗教法人法の一部を改正する法律(平成七年法律第一三四号)の施行について」

(6) 一九九九年二月二十五日付新宗教新聞

(7) 同年五月五日付読売新聞

(8) 同年三月一日付神社新報

(9) 「報告を提出しない理由」善隣教理事長坂本学

(10) 小池健治外編「宗教弾圧を語る―IIひとのみち事件」(岩波新書)

(11) 宗教法16号桐ヶ谷章「改正点をめぐる諸問題——宗教団体に対する管理の要素の導入」